

(特定非常災害以外の災害により被災した土地等の評価)

[Q 2] 特定非常災害以外の災害により被災した土地等はどのように評価するのですか。

[A]

特定非常災害以外の災害の発生日以後同日の属する年の12月31日までの間に相続等により取得した特定非常災害以外の災害により被災した土地等の価額については、課税時期の現況に応じ評価通達の定めるところにより評価することになります。

なお、地割れ等の物理的な損失を受けた場合には、土地等の評価で個別に減額しますので、Q 3（地割れ等が生じた土地等の評価）を参照してください。

【関係法令等】

災害個別通達 2